

コーポレート・ボンド・インカム (為替ヘッジ型)

追加型投信／海外／債券

泰平航路

【愛称】

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は下記の委託会社のホームページで閲覧できます。また、本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書（請求目論見書）に添付されております。

ファンドの販売会社、ファンドの基準価額、その他ご不明な点は、下記の委託会社までお問い合わせください。

委託会社 ファンドの運用の指図を行います。

三井住友アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第399号

ホームページ：<http://www.smam-jp.com>

電話番号：0120-88-2976

【受付時間】 営業日の午前9時～午後5時

受託会社 ファンドの財産の保管および管理を行います。

住友信託銀行株式会社

委託会社の概要

委託会社名 三井住友アセットマネジメント株式会社

設立年月日 1985年7月15日

資本金 20億円(2011年6月30日現在)

運用する投資信託財産
の合計純資産総額 5兆142億円(2011年6月30日現在)

商品分類

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	債券	その他資産 (投資信託証券 (債券 社債 (高格付債)))	年12回 (毎月)	北米	ファミリー ファンド	あり (フルヘッジ)

※上記の商品分類、属性区分は、社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

- 委託会社は、ファンドの募集について、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2011年8月4日に関東財務局長に提出しており、2011年8月5日にその届出の効力が生じております。
- ファンドの商品内容に関して、重大な約款変更を行う場合には、委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ファンドの信託財産は受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 投資信託説明書（請求目論見書）は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

コーポレート・ボンド・インカムマザーファンドへの投資を通じて、主として米ドル建投資適格社債等に投資することにより、信託財産の成長と安定的な収益の確保を目指して運用を行います。

ファンドの特色

1 高格付社債(米ドル建て、投資適格社債*)へ投資します。

コーポレート・ボンド・インカムマザーファンドへの投資を通じて行います。

※一部、米国企業以外の企業が発行する米ドル建投資適格社債や、米ドル建投資適格社債を対象としたETF(上場投資信託)、国債、政府機関債等への投資を行うことがあります。

*投資適格社債とは、主要格付機関による格付けが、BBB格相当以上の社債とします。

2 投資対象とする債券の格付けは、A格相当以上を中心とし、業種配分等にも配慮いたします。

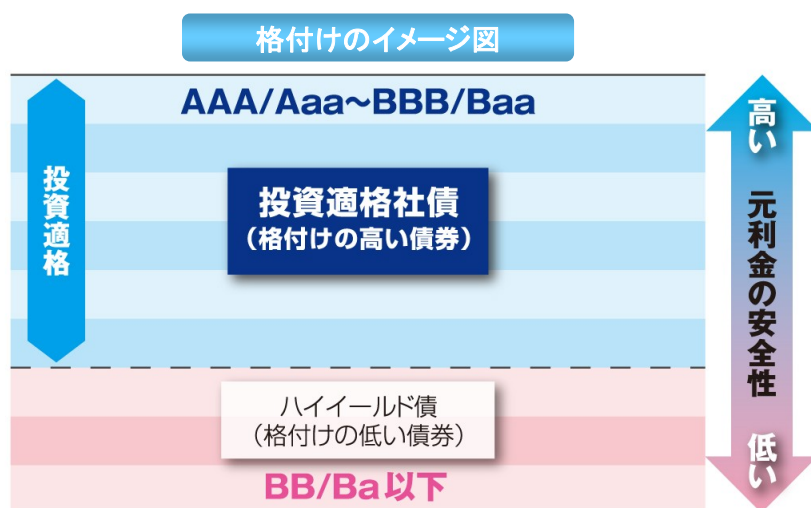
通常A格相当90%以上(BBB格相当10%程度)の運用で信用リスクを抑制します。ただし、BBB格相当については20%まで投資できるものとします。

※上記比率は実質組入債券評価総額に対する比率です。

※上記の格付けは、原則としてスタンダード&プアーズ(S&P)、ムーディーズ等の主要格付機関により付与された格付けとし、A格相当はA-/A3、BBB格相当はBBB-/Baa3まで含めます。

※取得後に、BBB-/Baa3格未満に格下げされた場合は、原則として3カ月以内に売却するものとします。

業種配分については、信用リスクに配慮して、安定業種(電力、通信、運輸、食品および日用品等を供給する業種)を中心に投資します。ただし、経済、市場環境等が変化した場合には安定業種の内容を変更する場合があります。



(注)格付けは S&P/ムーディーズでの表記。

ファンドの目的・特色

3

為替ヘッジを行い、為替リスクを低減します。

実質外貨建資産に対し原則として為替ヘッジを行うため、為替の変動による影響は限定的と考えられます。ただし、完全に為替リスクを回避することはできません。

4

信託期間は約10年間(2009年5月29日から2019年5月7日まで)です。

※信託期間の延長が受益者に有利であると判断した場合は、信託期間を延長することがあります。

5

毎月決算を行い、安定した収益分配を目指します。

※委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。



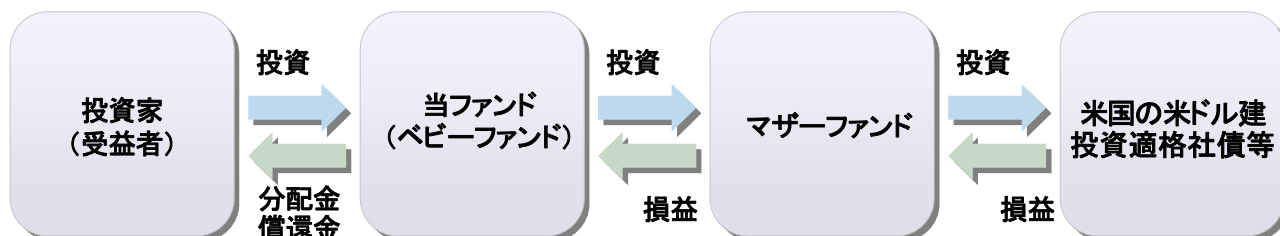
※上記は収益分配のイメージ図であり、将来の分配金の支払いを約束するものではありません。

※ファンドの資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

〔ファミリーファンド方式〕

ファミリーファンド方式を採用し、マザーファンドである「コーポレート・ボンド・インカムマザーファンド」の組入れを通じて、実際の運用を行います。



投資制限

- 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 投資する債券は、国債および政府機関債等を除き、主要格付機関により、取得時においてBB格相当以上の格付けを取得していることを条件とします。
- 投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- 同一の発行体が発行する社債への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

分配方針

毎月5日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、以下の方針に基づき分配を行います。（委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。）

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。
- 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

投資リスク

基準価額の変動要因

ファンドは、主に海外の債券を投資対象としています（マザーファンドを通じて間接的に投資する場合を含みます。）。ファンドの基準価額は、組み入れた債券の値動き、為替相場の変動等の影響により上下しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。運用の結果としてファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。したがって、ファンドは金融機関の預金とは異なり、元金が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものでもありません。ファンドの主要なリスクは、以下の通りです。

債券市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により債券相場が下落（金利が上昇）した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが保有する個々の債券については、下記「信用リスク」を負うことにもなります。

為替変動リスク

外貨建資産への投資は、円建資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。当ファンドにおいては実質外貨建資産に対し原則として為替ヘッジを行うため、為替の変動による影響は限定的と考えられます（ただし、完全に為替リスクを回避することはできません。）。

信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

その他の留意点

- ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。
- ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行う場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。受益者の個別元本（追加型投資信託における受益者毎の信託時の受益権の価額）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。分配金はファンドの信託財産から支払われます。そのため、分配金支払い後の純資産総額はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に発生した運用収益を超えて分配を行った場合、当該決算日の基準価額はその前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。
- 当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入る有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

リスクの管理体制

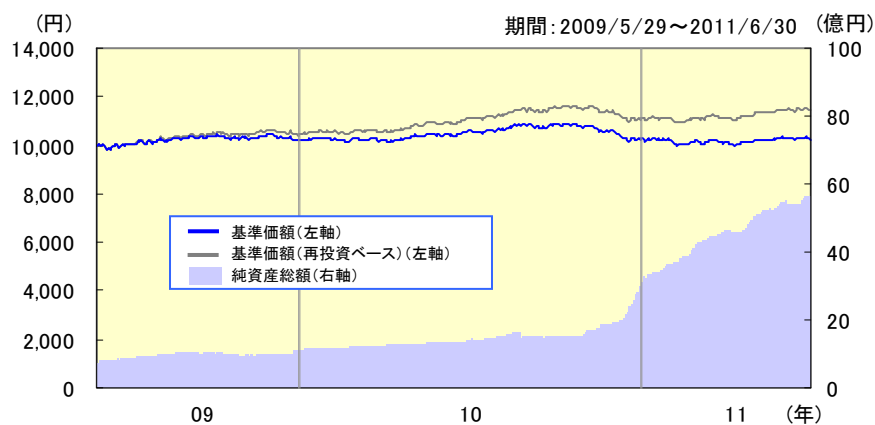
委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、リスク管理部において信託約款等に定める各種投資制限・リスク指標のモニタリング等、法務コンプライアンス部において法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行っています。当該モニタリングおよび確認結果等は、運用評価委員会、リスク管理委員会およびコンプライアンス委員会に報告されます。

運用実績

基準日2011年6月30日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

基準価額・純資産の推移



基準価額	10,222円
純資産総額	56億円

分配の推移

決算期	分配金
2011年6月	50円
2011年5月	50円
2011年4月	50円
2011年3月	60円
2011年2月	60円
直近1年間累計	645円
設定来累計	1,140円

※分配金は1万円当たり、税引前です。
 ※直近5計算期間を記載しています。

※基準価額、基準価額(再投資ベース)は、1万円当たり、信託報酬控除後です。
 ※基準価額(再投資ベース)は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算した価額です。

主要な資産の状況

■コーポレート・ボンド・インカム(為替ヘッジ型)

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
コーポレート・ボンド・インカムマザーファンド 受益証券	日本	98.85
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1.15
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託 受益証券	コーポレート・ボンド・インカムマザーファンド	98.85

■コーポレート・ボンド・インカムマザーファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
社債券	アメリカ	89.00
	フランス	4.75
	イギリス	2.99
	カナダ	1.08
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2.17
合計(純資産総額)		100.00

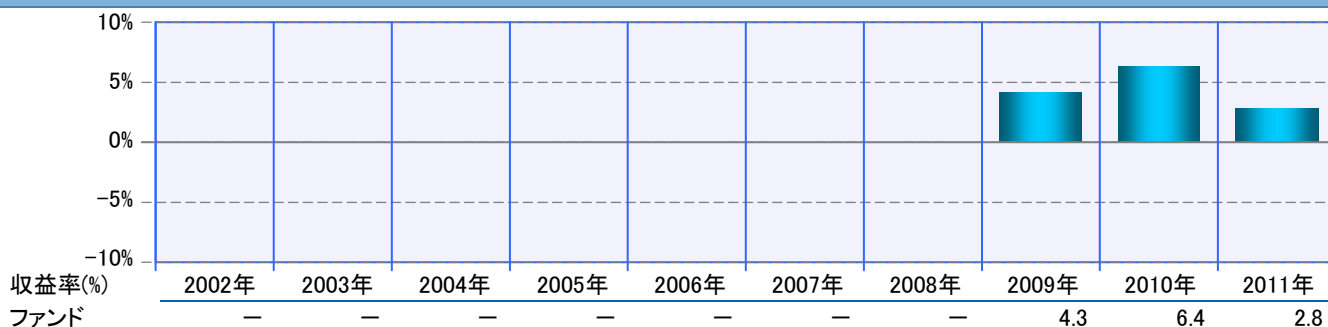
主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
アメリカ	社債券	IBM CORP 7.625% 18/10/15	7.625	2018/10/15	2.96
アメリカ	社債券	VIRGINIA 5.95% 17/09/15	5.95	2017/9/15	2.73
アメリカ	社債券	VERIZON 6.35% 19/04/01	6.35	2019/4/1	2.72
アメリカ	社債券	UNITED TECH 4.5% 200415	4.5	2020/4/15	2.48
アメリカ	社債券	DUKE ENERGY C 4.3% 200615	4.3	2020/6/15	2.43
アメリカ	社債券	PEPSICO 7.9% 18/11/01	7.9	2018/11/1	2.41
アメリカ	社債券	COCA-COLA 4.875% 190315	4.875	2019/3/15	2.38
アメリカ	社債券	MERCK 2.25% 16/01/15	2.25	2016/1/15	2.34
アメリカ	社債券	MCDONALD'S 3.5% 200715	3.5	2020/7/15	2.34
アメリカ	社債券	WAL-MART 3.625% 200708	3.625	2020/7/8	2.30

(注1) 比率は、当ファンド、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入る有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

年間収益率の推移 (暦年ベース)



ファンドの収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。
 2009年のファンドの収益率は、ファンドの設定日(2009年5月29日)から年末までの騰落率を表示しています。
 2011年のファンドの収益率は、年初から2011年6月30日までの騰落率を表示しています。
 ファンドにはベンチマークはありません。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社または委託会社にお問い合わせください。
購入価額	申込受付日の翌営業日の基準価額となります。 ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。
購入代金	販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。
換金単位	販売会社または委託会社にお問い合わせください。
換金価額	解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額(0.15%)を差し引いた価額となります。
換金代金	解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目に降にお支払いします。
申込締切時間	原則として、午後3時までに申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。
購入の申込期間	2011年8月5日から2012年8月2日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	—
購入・換金申込受付の中止及び取消し	取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受け付けを中止させていただく場合、既に受け付けた申込みを取り消させていただく場合があります。
信託期間	2009年5月29日から2019年5月7日まで
繰上償還	委託会社は、受益者にとって有利であると認めるとき、残存口数が10億口を下回るようになったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、あらかじめ受益者に書面により通知する等の所定の手続きを経て、繰上償還させることがあります。
決算日	毎月5日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	毎月決算を行い、分配方針に基づき分配を行います。(委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。) 分配金受取りコース:税金を差し引いた後、決算日から起算して5営業日目に降にお支払いいたします。 分配金自動再投資コース:税金を差し引いた後、再投資いたします。 ※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。
信託金の限度額	2,000億円
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	6ヵ月(原則として5月および11月の各決算時までの期間)毎に作成し、原則として、あらかじめお申し出いただいたご住所に販売会社よりお届けいたします。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 益金不算入制度、配当控除の適用はありません。
お申込不可日	ニューヨークの取引所またはニューヨークの銀行の休業日に当たる場合には、ご購入、ご換金のお申込みを受け付けません。

ファンドの費用・税金

●ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	お申込金額(購入価額×購入口数)に3.15%(税抜き3.0%)を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める手数料率を乗じた額です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
信託財産留保額	解約時に、1口につき、解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.15%の率を乗じた額が差し引かれます。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(信託報酬) ファンドの純資産総額に年1.0395%(税抜き0.99%)の率を乗じた額が毎日計上され、各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支払われます。

委託会社	販売会社	受託会社
年0.462%(税抜き0.44%)	年0.525%(税抜き0.5%)	年0.0525%(税抜き0.05%)

その他の費用・手数料 上記のほか、ファンドの監査費用や有価証券の売買時の手数料等(それらにかかる消費税等相当額を含みます。)が信託財産から支払われます。これらの費用に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定し、運用状況により変化するため、あらかじめ、その金額等を具体的に記載することはできません。

※ファンドの費用(手数料等)の合計額、その上限額、計算方法等は、ご投資家の保有期間に応じて異なる等の理由により、あらかじめ具体的に記載することはできません。

●税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して 10%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して 10%

上記は、2011年6月30日現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

法人の場合は上記とは異なります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。